

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

(1) 気候変動対策

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

1 目標	<p>○ 厚生労働省所管業種において策定した低炭素社会実行計画に基づきその業種の特性に依じた省CO₂対策を講ずる。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 各団体担当者及び有識者からなる会議を定期的を開催し、各団体が作成した低炭素社会実行計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
2 進捗状況・実績	<p>○ 令和3年7月14日に開催した会議における、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、私立病院団体（日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会及び日本医療法人協会）へのヒアリングに基づき、計画の実施状況について評価を行った。</p>
3 評価・課題	<p>○ 【生協】</p> <p><目標></p> <p>「2020年に、基準年度（2005年度）比でCO₂総排出量15%削減」を目標としている。</p> <p>また、会員生協の「目指すべき水準」として「2030年に2013年度比でCO₂排出総量を40%削減」の目標を定めており、2021年度以降は「2030温室効果ガス削減計画」に移行している。</p> <p>加えて、2030年の再生エネルギー開発目標を300MWと設定している。</p> <p><進捗></p> <p>2019年度の全国生協の温室効果ガス総排出量は基準年度（2005年度）比18.0%減。</p> <p>○ 【製薬】</p> <p><目標></p> <p>2020年度のCO₂排出量を「基準年度（2005年度）比23%削減」、2030年度のCO₂排出量を「基準年度（2013年度）比25%削減」することを目標としている。</p> <p><進捗></p> <p>2019年度のCO₂排出量は177.1万t-CO₂、基準年度（2005年度）比25.6%減、基準年度（2013年度）比5.1%減。</p> <p>○ 【病院】</p> <p><目標></p> <p>数値目標指標はエネルギー起源のCO₂排出原単位（病院延べ床面積当たりのCO₂排出量（kg-CO₂/㎡））とし、基準年度を2006年度として、2030年度までの24年間で25.0%削減（対</p>

	<p>前年削減率 1.19%) することとしている。</p> <p><進捗></p> <p>実績実態調査は隔年で行うこととしている。</p> <p>2018 年度の CO2 排出原単位の実績は、基準年度 (2006 年度) 比 22.9%減少。</p>
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<p>○ それぞれの業種ごとに定めた低炭素社会実行計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。</p>

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

1 目標	<p>○ 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策導入の推進により、CO2 排出量を削減する</p> <p>目標値 ⇒平成25 (2013) 年度比で2025年度CO2排出量32.0 (万t-CO2) 削減</p> <p>平成 25 (2013) 年度比で 2030 年度 CO2 排出量 21.6 (万 t-CO2) 削減</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年法律 49 号) の適切な運用</p> <p>○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進</p> <p>○ 地球温暖化対策計画の推進</p>
2 進捗状況・実績	<p>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。</p> <p>○ 地球温暖化対策計画における実績値 (平成 25 (2013) 年度比削減量)</p> <p>令和元 (2019) 年度末 -0.3 万 t-CO2</p> <p>平成 30 年 (2018) 年度末 -0.8 万 t-CO2</p> <p>平成 29 年 (2017) 年度末 -3.1 万 t-CO2</p>
3 評価・課題	<p>○ CO2 削減量は、平成 25 (2013) 年と比較すると、2017 年の減少後、2018 年度、2019 年度と改善がみられたが、2025 年、2030 年の目標水準には達していない状況である。そのため、上下水道・ダム施設の省 CO2 改修支援事業 (厚生労働省・環境省連携事業) の活用、水道事業者への優良事例の情報発信等により、水道事業者等による取組の更なる促進を図る必要がある。</p>

<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年度に、水道施設におけるCO2削減に効果のある方策を検証し、全国の水道事業者等における削減ポテンシャルを推計する報告書を取りまとめている。その成果も活用し、効果が認められたCO2削減方策について、全国の水道事業者等へ取組を促していく。 ○ 水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入への財政支援や省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報について、令和4年3月に全国水道担当者会議において、全国の水道事業者等に周知したところ。引き続き全国水道担当者会議などの会議の場やホームページ等にて情報提供を行い、エネルギー対策を推進する。
-------------------------------	--

③ 水資源分野における渇水対策の適応

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者等による渇水対策マニュアルの作成を促し渇水時の水資源の確保にかかる適確な対策を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者等への立入検査を活用した指導・助言や事業管理者との意見交換等を通じて、水道事業者等ごとの渇水対策マニュアルの策定を促す。
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者等の渇水対策マニュアル策定率（公益社団法人日本水道協会 水道統計） <p>○実績値</p> <p>平成29年度；43.1%</p> <p>平成30年度；43.8%</p> <p>令和元年度；46.1%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業者等による渇水対策マニュアルの策定率は徐々に向上しているが、未策定の水道事業者等に対して、気候変動適応策であることの認識を広め、同マニュアルの策定を継続的に促していく必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道行政のホームページに渇水対策マニュアル策定指針の改訂版を示し、同マニュアルの時点修正を促すとともに、継続して立入検査等の機会を活用して策定率の向上を図る。 ○ 前出策定指針において国交省による気候変動適応計画に基づく渇水対応タイムラインを紹介し、渇水対策マニュアルに同タイムラインの内容を反映していくよう促していく。

④ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」) <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革の推進による所定外労働の削減
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）について、労使の自主的な取組による所定外労働の削減を促すため、労使の関係団体等に対する周知・啓発を行った。 ○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する支援や助言・指導等を実施した。 ○ 令和2（2020）年度の所定外労働時間数は年間 127 時間で前年度と比べ 20 時間減少した（総実労働時間は前年度と比べ 50 時間減少した）。 <p>○実績値</p> <p>令和2（2020）年度；127 時間（総実労働時間数 1,680 時間） 令和元（2019）年度；147 時間（総実労働時間数 1,730 時間） 平成30（2018）年度；150 時間（総実労働時間数 1,762 時間）</p>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16（2004）年度以降、総実労働時間は減少傾向にあるものの、令和2（2020）年度における総実労働時間の減少には新型コロナウイルス感染症の影響による休業や事業の縮小等に伴う労働時間の減少が影響した可能性も一定程度あると考えられることから、新型コロナウイルス感染症の収束後の状況を注視するとともに、引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。
4 今後の方向性（見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正労働基準法が平成31（2019）年4月（中小企業においては、令和2（2020）年4月）から施行され、時間外労働の上限規制が導入されたことから、引き続き、履行確保に向けて丁寧な周知・啓発を行い、法令の遵守を図ることにより、所定外労働の削減を推進する。 ○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を行うとともに、業種、企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施や、年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態がみられる業種等への支援の重点化を図るなど、企業内での「働き方・休み方」の見直しを推進する。

（2）循環型社会の形成

① 生活衛生関係事業者による環境配慮の取組みの推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館・飲食・食肉関係事業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 ・指標：旅館・飲食・食肉関係事業者による食品循環資源の
------	---

	<p>再生利用等による実施率の割合 (%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値：2022 年度に 50.0% (対象：全事業所) ○ 生活衛生関係業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)の適正な運用。 ○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指標；食品小売業(食肉関係営業等)、外食産業(旅館業、飲食業等)による食品循環資源の再生利用等による実施率の割合(%) (農林水産省が公表している食品循環資源の再生利用等による実施率の割合から作成) <p>実績値⇒ 令和元年(2019)年度；43% 平成30(2018)年度；42% 平成29(2017)年度；39%</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「振興指針」には、環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進、食品循環資源の再生利用等について、営業者や組合等の取組みを盛り込んでいる。 <p>振興指針改正実績</p> <p>令和3(2021)～4(2022)年度； 飲食店営業(すし店)、飲食店営業(めん類)、飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業、及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針の見直しを行う予定</p> <p>令和2(2020)年度；</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全部改正(食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業) ②一部改正(理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業(めん類)、飲食店営業(すし店)、飲食店営業(一般飲食、中華、料理、社交業)及び喫茶店営業) <p>令和元(2019)年度；興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業(めん類)</p> <p>平成30(2018)年度；理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業(すし店)</p>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品循環資源の再生利用等による実施率は増加しており、引き続きその推進に努める必要がある。

<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 令和3(2021)～4(2022)年度においては、飲食店営業(めん類)、飲食店営業(すし店)、飲食店営業(一般飲食、中華、料理、社交業)及び喫茶店営業の「振興指針」の見直しを行う予定であり、引き続き、環境配慮に関する事業内容をより積極的に盛り込んでいきたい。また、各業種の「振興指針」を踏まえ、生衛組合が作成する振興計画にも盛り込まれることにより、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きとしたい。</p>
-------------------------------	--

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 ・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量 ・目標値：令和2(2020)年度において平成12(2000)年度比70%程度削減する。また、令和7(2025)年度において平成12(2000)年度比75%程度削減を目指す。</p> <p>○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による廃プラスチック再資源化の向上を図る。 ・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃プラスチックの再資源化率 ・目標値：令和12(2030)年度において廃プラスチック再資源化率を65%以上とする。</p> <p>○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の適正な運用</p> <p>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の適正な運用</p> <p>○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援(資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定)</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に関係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の3R活動及びエコプロダクツの普及を支援してい</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、日本製薬団体連合会は加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を令和2（2020）年度において平成12（2000）年度比70%程度削減すること等を目標としている。 ○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、令和2（2020）年度実績では5,900tで、20.2%まで削減（平成12（2000）年度比）しており、目標を達成した。 <p>○実績値</p> <p>令和2（2020）年度；5,900t（平成12（2000）年度比 20.2%） 令和1（2019）年度；5,900t（平成12（2000）年度比 20.1%） 平成30（2018）年度；5,500t（平成12（2000）年度比 18.6%）</p> <p>※実績値は日本製薬団体連合会傘下の日本製薬工業協会、日本OTC医薬品協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本漢方生薬剤協会加盟企業の調査結果に基づいている。</p>
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した率直的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。 ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の遵守 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の遵守 ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成19年7月26日環境対策推進本部決定)にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。 ○ 「病院における省エネルギー実施要領」(平成20年3月)を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。 ○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)における特定事業者に定められている厚生労働省所管の独立行政法人は、平成30(2018)年度の環境報告書を作成・公表したところである。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。 ○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から16年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、環境に配慮した率直的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。 ○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所掌の事業者（独立行政法人、公益法人等）による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成30年5月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギーの取組について」、平成30年10月同会議決定「冬季の省エネルギーの取組について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</p> <p>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知をすることで、環境に配慮した取組を促している（※）。</p> <p>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</p> <p>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</p> <p>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類の使用量の削減。 ・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する ・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。 ・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。 <p>（※一部の法人に対して行っているものである。）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き、一層の取組推進を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</p>

(3) 生物多様性の確保・自然発生

① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。 ・指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、 第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の適正な運用)</p>												
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医薬品等について、令和3(2021)年度内に新たに行われた第一種使用等に係る承認の件数は8件、第二種使用等に係る確認件数は57件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用等に係る承認の件数は42件、第二種使用等に係る確認の件数は481件となった。</p> <p>○ 令和2(2020)年度末の製造業者等からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は147件であった。</p> <p>(注) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用等に係る承認申請中又は第二種使用等に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用等に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。なお、年間を通じて製造しなかった場合でも、その製造状況について年度報告が提出された場合は件数に含めた。</p> <p>○ 現状</p> <table data-bbox="507 1294 1369 1541"> <tr> <td>第一種使用等に係る承認件数；</td> <td>8件(令和3(2021)年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 9件(令和2(2020)年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 8件(令和元(2019)年度)</td> </tr> <tr> <td>第二種使用等に係る確認件数；</td> <td>57件(令和3(2021)年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 73件(令和2(2020)年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>； 29件(令和元(2019)年度)</td> </tr> </table>	第一種使用等に係る承認件数；	8件(令和3(2021)年度)		； 9件(令和2(2020)年度)		； 8件(令和元(2019)年度)	第二種使用等に係る確認件数；	57件(令和3(2021)年度)		； 73件(令和2(2020)年度)		； 29件(令和元(2019)年度)
第一種使用等に係る承認件数；	8件(令和3(2021)年度)												
	； 9件(令和2(2020)年度)												
	； 8件(令和元(2019)年度)												
第二種使用等に係る確認件数；	57件(令和3(2021)年度)												
	； 73件(令和2(2020)年度)												
	； 29件(令和元(2019)年度)												
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 医薬品等の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>												
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>												

(4) 環境リスクの管理

① 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。 ・ 指標：浄水発生土の有効利用率(%) ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。令和元(2019)年度末で、浄水汚泥の有効利用率74%であった。</p> <p>○ 実績値 令和元(2019)年度末：74% 平成30(2018)年度末：74% 平成29(2017)年度末：74%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ ここ数年の傾向として、有効利用率は横ばい傾向であり、平成30(2018)年度においては、前年比横ばいであった。目標達成に向けて、埋立て等による処分を減らすことが今後の課題である。そのために、水道事業者等に対して指導等を行って行くことが必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p> <p>○ 令和4年3月にホームページへ掲載した全国水道担当者会議資料において、全国の水道事業者等に浄水汚泥の有効利用推進について周知したところ。引き続き全国水道担当者会議等において浄水汚泥の有効利用に係る情報提供を実施する。</p>

② 水道広域化、漏水対策、用途間転用等による、水資源の確保

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 ・ 指標：有効率(%) (=年間有効水量/年間給水量) ・ 目標値：95%</p> <p>○ 流域関係者と連携し、取排水系統の再編等良好な水道水源の確保に努める。 ・ 指標：原水良好度(有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)) ・ 目標値：前年度以上</p> <p>○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 ・ 指標：水道普及率(%) ・ 目標値：前年度以上</p>
-------------	--

	<p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置 ○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効率、原水良好度及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等により、広域連携に伴う施設の統廃合・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行った結果、令和元（2019）年度末で、上水道事業の有効率は92.3%、原水良好度は97.5%、水道普及率は98.1%となった。 ○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。（有効率（%）（＝年間有効水量／年間給水量）） <ul style="list-style-type: none"> 令和元（2019）年度末；92.3% 平成30（2018）年度末；92.4% 平成29（2017）年度末；92.5% ・ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。（原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率（%）） <ul style="list-style-type: none"> 令和元（2019）年度末；97.5% 平成30（2018）年度末；97.3% 平成29（2017）年度末；97.4% ・ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。（水道普及率（%）） <ul style="list-style-type: none"> 令和元（2019）年度末；98.1% 平成30（2018）年度末；98.0% 平成29（2017）年度末；98.0%
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度以上を目標としている原水良好度、水道普及率は前年度と同等程度である一方、有効率は目標を達成できなかった。原因として、管路の老朽化等に伴う漏水等が考えられるので、管路の更新率を上昇させる等の漏水対策に資する取組を進めていくことが課題である。
<p>4 今後の方向性（見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、有効率の目標達成に向け、管路の更新等を推進し、漏水率の低減を図っていく。 ○ あわせて、有効率及び水道普及率の向上並びに良好な水道水源の確保に努めるよう指導等を行っていくこととする。 ○ 2018年12月に公布された水道法改正法を踏まえ、各水道事業者において水道施設の維持・修繕や計画的な更新が着実に取り組まれるよう、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインやアセットマネジメントの手引き等に

	<p>より、継続的に技術的な支援を行うとともに、引き続き、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等に対する国庫補助を行っていくこととする。</p> <p>○ 令和4年3月にホームページへ掲載した全国水道担当者会議資料において、管路の更新等に係る情報提供を実施したところ。引き続き全国水道担当者会議等において管路の更新等に係る情報提供を実施する。</p>
--	--

③ 医療施設、社会福祉施設等のアスベスト等に係る調査・除去の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査や、アスベストの除去を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 医療施設、社会福祉施設等の建築物等に使用されている吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等で、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超える建築物等の使用実態把握</p> <p>○ アスベストが発見され、ばく露のおそれのある場所を有する医療施設、社会福祉施設等に対して、直ちにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう、都道府県等に対して指導を要請</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医療施設については、平成29（2017）年に引き続き、令和元（2019）年7月に「病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査」を実施し、令和2（2020）年2月に調査結果の公表を行った。調査の結果、ばく露のおそれのある場所を有する病院数については、吹付けアスベスト等、アスベスト含有保温材等とともに減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等のばく露のおそれのある場所を有する病院数 令和元（2019）年； 10 病院 平成29（2017）年； 15 病院 ・アスベスト含有保温材等のばく露のおそれのある場所を有する病院数 令和元（2019）年； 79 病院 平成29（2017）年； 113 病院 <p>○ 調査結果を踏まえ、都道府県等に対して通知を発出し、未措置状態の医療施設に対し、アスベストの除去等適切な措置を講ずるとともに、アスベストの有無が判明していない施設については早期に調査を終了するよう、指導の徹底を要請した。</p> <p>○ 社会福祉施設等については、平成30年11月に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」のフォローアップ調査を実施し、令和3年10月に公表を行った。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等のばく露のおそれのある場所を有する社会福祉施設等数 平成 30（2018）年；750 施設 （注）調査時点後に、ばく露のおそれのある社会福祉施設等について確認したところ、637 施設については、措置済みもしくは措置を講じる予定となっていることを確認。 ○ 調査結果を踏まえ、都道府県等に対して通知を発出し、未措置状態の社会福祉施設等に対し、アスベストの除去等適切な措置を講ずるとともに、アスベストの有無が判明していない施設については早期に調査を終了するよう、指導の徹底を要請した。
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設については、ばく露のおそれのある場所を有する病院については、早急に除去等の措置が行われるよう指導の徹底を図ることが必要である。また、アスベストの使用の有無が判明していない病院については、早期に調査を終了し必要な措置を講ずるよう指導の徹底を図ることが必要である。 ○ 社会福祉施設等については、現在実施している調査の結果を踏まえ、ばく露のおそれのある施設については、早急に除去等の措置が行われるよう指導の徹底を図ることが必要である。また、アスベストの使用の有無が判明していない施設については、早期に調査を終了し必要な措置を講ずるよう指導の徹底を図ることが必要である。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設については、ばく露のおそれのある場所を有する病院や、調査の実施時期が明確でない病院に対し、速やかに、除去等の措置や、調査の実施時期等を報告させることとしている。この報告を踏まえ、確実に除去等の措置が行われるよう、都道府県に指導の徹底を要請していく。また、フォローアップ調査を継続し、全ての施設においてアスベスト対策が適切に行われるよう確認していく。 ○ 社会福祉施設等については、現在実施している調査の結果を踏まえ、ばく露のおそれのある施設に対し、確実に除去等の措置が行われるよう、都道府県等に指導の徹底を要請していく。また、フォローアップ調査を継続し、全ての施設においてアスベスト対策が適切に行われるよう確認していく。

④ 環境リスクの評価・管理の推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。 ・指標：規制物質数 <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害性及びリスクの評価、管理等の実施(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の適正な運用) ○ 既存化学物質の安全性点検の実施
------	--

2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先評価化学物質の指定（218物質）を実施した。令和4年4月1日現在で、第一種特定化学物質は34物質群、第二種特定化学物質は23物質群、監視化学物質は38物質、優先評価化学物質は218物質となった。 ○ 令和3（2021）年度は、既存化学物質の安全性点検のため、新たに11物質について毒性試験を実施した。 ○ 実績値 （令和3年4月1日） 第一種特定化学物質 33、第二種特定化学物質 23、 監視化学物質（旧第一種監視化学物質） 38 優先評価化学物質 227 （令和2年4月1日） 第一種特定化学物質 33、第二種特定化学物質 23、 監視化学物質（旧第一種監視化学物質） 38 優先評価化学物質 226 （平成31年4月1日） 第一種特定化学物質 33、第二種特定化学物質 23、 監視化学物質（旧第一種監視化学物質） 38 優先評価化学物質 223
3 評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染の防止のため、優先的に安全性評価を行う必要があると認められる化学物質について優先評価化学物質に指定する等、化審法の適正な運用が行われた。 ○ 既存化学物質のうち、毒性情報を優先して収集すべきと考えられる物質について安全性点検等を実施した。
4 今後の方向性（見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、環境リスクの評価、管理等を推進していくこととする。 ○ ばく露が多いと考えられる既存化学物質等について、引き続き、安全性点検を実施する。

⑤ 化学物質リスク研究事業の推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。 ・ 指標：厚生労働科学研究における研究課題数 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化 ○ ナノマテリアルのヒト健康影響評価手法の確立 ○ 室内空気汚染対策や家庭用品の安全対策 ○ 家庭用品に含まれる化学物質の健康リスク評価 等
------	---

2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3（2021）年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として18件の研究課題を実施した。 ○ 令和4（2022）年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として、新たに指定型研究1課題を実施予定とし、また、公募型課題としては2～4課題程度予定（公募中）。 ○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> 令和3（2021）年度；18件に交付（4.6億円） 令和2（2020）年度；18件に交付（4.6億円） 令和元（2019）年度；19件に交付（4.4億円） 平成30（2018）年度；21件に交付（4.2億円）
3 評価・課題	<p>以下について評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質の安全性評価手法として、OECDテストガイドラインの作成活動に研究成果を活用する等、国際貢献に寄与したこと ○ シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会での議論に必要な基礎データとして、研究事業の成果を活用したこと ○ 家庭用品規制法で定められている試験法のうち、噴射剤1種、防炎加工剤3種、木材防腐・防虫剤3種及び繊維製品用防虫剤の有機水銀化合物類について、改正試験法の検討を行ったこと等。
4 今後の方向性（見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、適切な研究課題を設定し、化学物質リスク研究事業を推進していくこととする。

⑥ 情報収集・提供体制の推進

1 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況 ・目標値：登録試験数 年間20件 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等
2 進捗状況・実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、JECDB登録試験数は1,610件であり、登録試験数をさらに増やすべく鋭意作業を進めている。 ○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> 令和3（2021）年度末；登録試験数1,610件（累計） 令和2（2020）年度末；登録試験数1,567件（累計） 令和元（2019）年度末；登録試験数1,563件（累計）

3 評価・課題	○ 化学物質の安全性情報については厚生労働省ホームページ等で情報提供してきているところだが、市場に流通している化学物質のうち、十分な情報提供がなされているものはまだ限られている。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	○ 引き続き、化学物質に係る情報の収集を行い、JECDB への登録を行うとともに、厚生労働省ホームページ等において情報提供することとしている。

⑦ 国際的な研究協力の推進

1 目標	○ 化学物質健康影響評価に係る国際的な研究等の協力を推進する。 ・指標：有害性評価内容の英語による公開件数
	【施策の柱】 ○ 有害性評価内容の英語による公開、OECD(経済協力開発機構)等の関係国際機関の活動への参画等
2 進捗状況・実績	○ OECD における CoCAM 事業の終了にともない、従来行ってきた化学物質の安全性試験結果の OECD への報告は平成 26 (2014) 年度で終了(同事業では通算 176 物質の試験結果を報告した)。その後は、有害性評価結果の英語による公開を進めている。 ○ 実績値 (有害性評価結果の英語による公開数(平成 28(2016)年度以降の累計)) 令和 3 (2021) 年度末 ; 30 物質 令和 2 (2020) 年度末 ; 25 物質 令和元 (2019) 年度末 ; 20 物質 ○ OECD の CoCAM 事業の後継として開始された IATA ケーススタディ(評価対象物質の試験データがない場合に、類似物質の情報等から総合的に安全性を推測する方法の開発活動)に参画し、新規手法の開発に寄与した。
3 評価・課題	○ 有害性評価結果の英語による公開を進めるとともに、新しい評価手法の開発活動に参画する等、積極的に国際的な協力を推進した。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	○ 引き続き、化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

(1) 環境物品等の活用

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境物品等を活用することにより、環境への配慮を促進する。 ・指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合 ・目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 毎年、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(厚生労働省グリーン調達推進本部決定。以下「調達方針」という。)を策定し、環境物品等の調達目標等を定めている。そして、毎会計年度終了後、環境物品等の調達の実績を取りまとめて公表するとともに、環境大臣へ通知している(平成30年度の実績は別添1のとおり)。</p> <p>環境物品等の特定調達物品(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する際の判断基準を満たす物品)については、調達方針に基づき、エコマーク等の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。</p> <p>また、特定調達物品以外の物品等についても調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。</p> <p>○ 実績値 令和2(2020)年度；55.9%(84.4%) (別添1参照) 平成31(2019)年度；62.3%(85.8%) 平成30(2018)年度；67.4%(89.6%)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 令和2(2020)年度の実績については、特定調達物品等の調達率100%を達成した品目がある一方、機能・性能上の必要性等により調達率が目標値に及ばない品目があった。</p> <p>今後の調達に際しては、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、調達担当者に対してグリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、原則、グリーン購入法の基準を満たすものとするよう指導等を行っていくことにより更に実績値の向上に努める。</p>

(2) 温室効果ガスの排出削減

<p>1 目標</p>	<p>○ 温室効果ガスの排出を削減し、環境への配慮を促進する。</p> <p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組の推進に基づき、平成25（2013）年度を基準として、令和12（2030）年度までに50%削減を目指すこととする。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組の推進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 令和3年9月、省内各施設担当者に向けて、事務連絡を发出し、より一層の取組を要請した。</p> <p>○ 実績値（温室効果ガス総排出量） 令和2（2020）年度 19.3%減（平成25（2013）年度比） 令和元（2019）年度 12.4%減（平成25（2013）年度比） 平成30（2018）年度 6.6%減（平成25（2013）年度比） （別添2参照）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>〈令和2（2020）年度実績〉</p> <p>○ 「用紙の使用量」及び「エネルギー供給設備等における燃料使用量」については基準年度より増加しているため、更に積極的に取組を進めていく。</p> <p>〈令和元（2019）年度実績〉</p> <p>○ 地方支分部局における「用紙の使用量」、本府省における「エネルギー供給設備等における燃料使用量」及び「単位面積当たりの上水使用量」が増加しているが、省全体としては、各項目とも基準年度に対し減となっており、目標達成に向け引き続き積極的な取組を進めていく。</p> <p>〈平成30（2018）年度実績〉</p> <p>○ 各項目とも、基準年度に対し減となっており、目標達成に向け引き続き積極的な取組を進めていく。</p>
<p>4 今後の方向性 （見直しの方向性）</p>	<p>○ 今後も温室効果ガス総排出量の削減に向けて「厚生労働省がその事務及びその事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（厚生労働省実行計画）に掲げた取組を継続する。</p> <p>○ 令和3年10月に見直しが行われた「政府実行計画」に基づき、「厚生労働省実行計画」について、令和4年4月以降に見直し予定。</p>

(3) 働き方・休み方改革の推進を通じた職場における環境負荷の低減

<p>1 目標</p>	<p>○ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。 (指標; 「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づく年次休暇達成率(本省内部部局)) 目標値 ⇒年間 16 日以上の年次休暇 (以下「年休」という。) を取得し、少なくとも全職員の 75%が、毎月 1 日以上の年休を取得する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 平成 27 年 1 月 27 日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」を踏まえ「厚生労働省働き方・休み方改革」として以下の取組を行う。</p> <p>① 職員は原則として毎日 20 時までに退庁することとし、課室長もそれ以降の在庁を認めない。国会対応など他律的業務を除き、やむを得ない場合でも 22 時までに退庁することとし、それ以降になる場合には翌日朝勤務を活用する等の取組を行う。</p> <p>② 全職員が年間 16 日以上の年次休暇 (以下「年休」という。) を取得し、少なくとも全職員の 75%が、毎月 1 日以上の年休を取得させる。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 本省内部部局において「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づき、原則 20 時に退庁すること、月 1 回の休暇を取得する職員を 75%以上とすることを目標とし、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までの休暇取得率は 64%であった。</p> <p>○ 「節目休暇」の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次休暇の取得をより強力に促進するため、勤続期間が満 5 年に達した以降 5 年ごとに職員が年次休暇等を組み合わせて連続する 1 週間以上の休暇等を取得する「節目休暇」を設定する取組を行っている。 <p>○ このほか、次の取組などを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会待機について、極力必要最小限の人数で対応するよう努めた。 <p>○ 実績値 (年次休暇取得日数)</p> <p>令和 2 (2020) 年; 11.9 日 (本省) 令和元 (2019) 年; 14.0 日 (本省) 平成 30 (2018) 年; 14.5 日 (本省)</p>

<p>3 評価・課題</p>	<p>部局長等の意識を改革し、職員の出退勤の組織管理の徹底、業務の効率化等を PDCA サイクルを通じて効果的に実施していく。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年 1 月 27 日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」を踏まえた「厚生労働省働き方・休み方改革」を推進。 ○ また、上記のほか、「厚生労働省業務改革・働き方改革加速化チーム中間とりまとめ」（平成 29 年 5 月 29 日）に基づく取組を実施。